

長岡市物品購入等の入札等及び契約に係る情報等公表要領（令和5年10月19日 公告第276号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 公表の期間</p> <p>公表の期間は、公表した日から1年間とする。<u>ただし、指名停止措置業者の公表については、公表した日から指名停止期間満了日の1年後までとする。</u></p>	<p>4 公表の期間</p> <p>公表の期間は、公表した日から1年間とする。 _____ _____ _____</p>

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行します。